

事 務 連 絡

令和4年3月28日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

令和3年度の社会福祉充実計画の状況について

日頃より、社会福祉法人制度の円滑な施行に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年10月11日当課事務連絡「令和3年度における社会福祉充実計画の策定状況等の把握について（依頼）」により依頼しました令和3年度の社会福祉充実計画（以下「計画」という。）の状況につきましては、本日、集計結果を厚生労働省ホームページに掲載したところですが、下記の点につきましては、法令等の規定に基づき処理されますよう、該当する社会福祉法人への指導等を適切に行っていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市、中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

（掲載先URL）<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000920110.pdf>

記

- 1 調査結果によると、令和2年度決算において社会福祉充実残額が生じた法人のうち、120法人について、計画が策定中又は未策定等の状況にあることがわかりました（調査日時点（令和3年10月1日時点））。社会福祉法人は、社会福祉充実残額が生じた場合、計画を作成し、毎会計年度6月30日までの計算書類等の届出と同時に計画の承認の申請を行う必要がある（社会福祉法第55条の2）ことから、引き続き計画の作成についてご指導いただくとともに、今後、各年の決算に当たっては、法人において可能

な限り速やかに社会福祉充実残額を算定し、適切に所轄庁に申請を行うよう、併せてご指導をお願いいたします。

- 2 また、新型コロナウイルス感染症の影響で、計画の事業の延期又は縮小があったことにより、計画上の事業費となっていない社会福祉充実残額が増加するといった傾向がみられます。計画上の社会福祉充実残額と、毎会計年度における社会福祉充実残額に大幅な乖離が生じた場合には、原則として計画の変更を行うこと（平成29年1月24日雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省社会・援護局長等連名通知）としていることから、該当する場合には、法人の変更手続に遺漏のないよう、ご指導をお願いいたします。

なお、計画の変更を行う場合には、地域公益事業を積極的に実施いただくとともに、職員の処遇改善も可能な限り優先的に検討いただきたい（令和4年1月5日社援発0105第1号厚生労働省社会・援護局長通知）としていることも踏まえつつ、必要な助言等をお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省 社会・援護局

福祉基盤課 法人指導監査係

TEL:03-5253-1111（代表）内線 2871

【参考】関係条文等

○ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（社会福祉充実計画の承認）

第五十五条の二 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日（同号において「基準日」という。）において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業（以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という。）の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業（同項第一号において「新規事業」という。）の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第十一項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。

一 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額

二 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

2 前項の承認の申請は、第五十九条の規定による届出と同時に行わなければならない。

3～11 （略）

（社会福祉充実計画の変更）

第五十五条の三 前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2・3 （略）

○ 社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（平成29年1月24日雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省社会・援護局長等連名通知）

（別添）社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準

10. 社会福祉充実計画の変更（法第55条の3及び規則第6条の18から第6条の20まで関係）

社会福祉充実計画の変更を行う場合については、軽微な変更を行う場合を除き、別紙5の様式例により、所轄庁に対して変更承認の申請を行うこと。

社会福祉充実計画の変更承認の申請を行う場合の手続は、3から8までに掲げる手続を改めて行う必要があるので留意すること。

また、社会福祉充実計画について、軽微な変更を行う場合については、別紙6の様式例により、所轄庁に届出を行うこと。

なお、社会福祉充実計画は、承認申請時点における将来の社会福祉充実残額の用途を明らかにするという趣旨のものであることから、社会福祉充実残額の増減のみを理由に変更を行うことは要しないが、計画上の社会福祉充実残額と、毎会計年度における社会福祉充実残額に大幅な乖離が生じた場合には、再投下可能な事業費にも大きな影響を及ぼすことから、原則として社会福祉充実計画の変更を行うこと。

社会福祉充実計画の変更にあたって、承認を要する事項及び届出を要する事項については、具体的にはそれぞれ次表に掲げる場合とすること。

表 (略)

○ 「社会福祉充実計画の承認等に関するQ & A (vol. 3)」について (平成30年1月23日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)

問71 承認社会福祉充実計画について、社会福祉充実残額が変動した場合、そのみをもって変更手続きを行う必要があるのか。

(答)

- 1 承認社会福祉充実計画に記載される社会福祉充実に充てる社会福祉充実残額については、申請時点における計画上の見込額であることから、実際上の社会福祉充実残額が変動したことのみをもって計画の変更手続きを行う必要はない。
- 2 ただし、実際上の社会福祉充実残額の変動に伴い、法人が計画上の社会福祉充実残額に併せて事業費の変更を希望する場合又は実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合など、計画上の社会福祉残額と大幅な乖離が生じ、再投下すべき事業費を大幅に増額できる状態にある場合等には、計画の変更手続きを行うことが必要である。